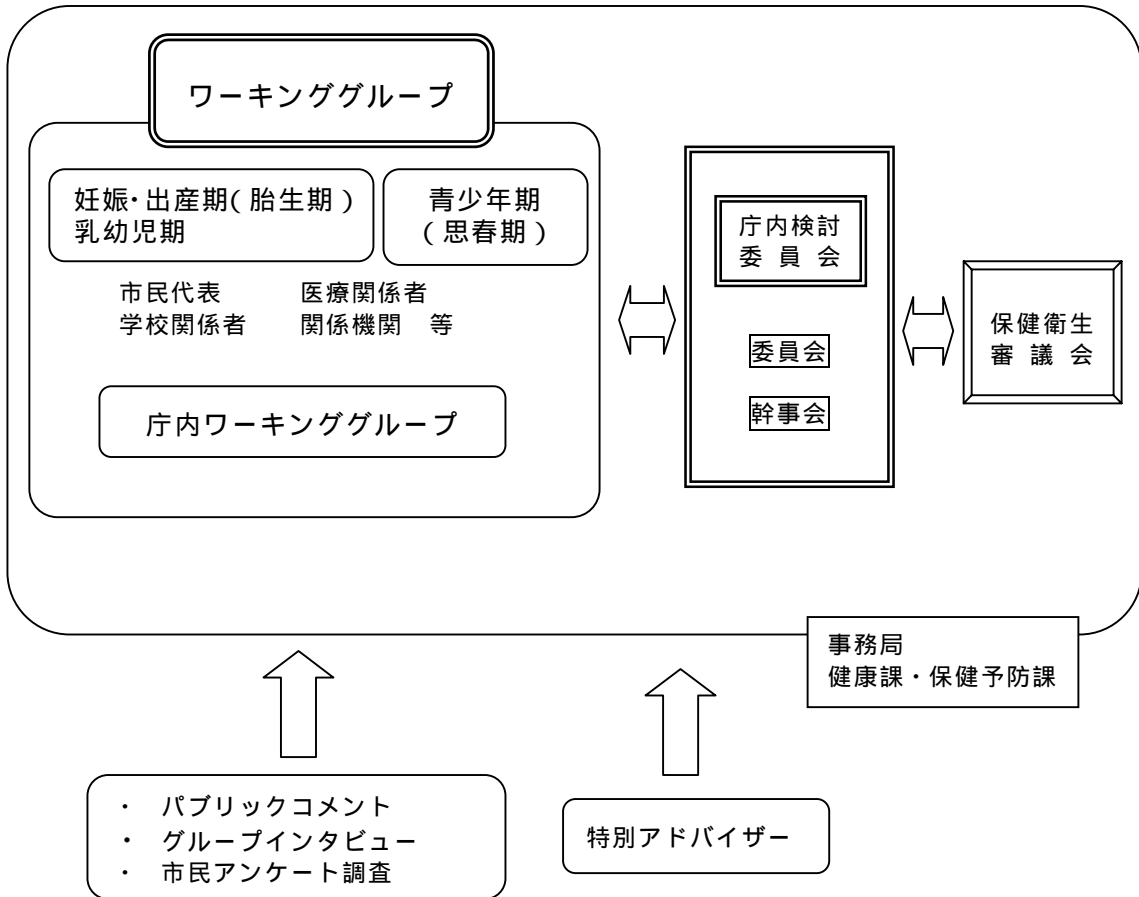


策定体制



【「すこやか親子うつのみや21」策定検討委員会構成員】

1. 庁内検討委員会

《委員会》 [役割：すこやか親子うつのみや21の原案の決定]

関係部の次長

委員長	保健福祉部長	1名
副委員長	保健福祉部次長	1名
委員	総合政策部（企画部） 次長 市民生活部 次長 保健福祉部 次長兼保健所長 教育委員会 教育次長(2名)	5名

《幹事会》 [役割：すこやか親子うつのみや21の素案の調整及び原案の作成]

関係課の課長

座長	保健福祉部次長	1名
委員	総合政策部（企画部） 政策審議室長（企画審議室長） 市民生活部 青少年課長，男女共同参画課長 保健福祉部 総務担当主幹， 高齢障害福祉課長，児童福祉課長， 医事薬事課長，保健予防課長， 健康課長 教育委員会 学校教育課長，生涯学習課長 スポーツ振興課長， 教育センター所長（平成15年度より委員）	13名

平成15年度の組織改変により一部組織名変更。（ ）内は平成14年度の組織名称

2. ワーキンググループ

[役割：すこやか親子うつのみや 2 1 の素案の作成]

《妊娠・出産期（胎生期）・乳幼児期》 9名

	氏名	役職
1	森本佳位	妊婦の夫（市民）
2	山崎典子	妊婦，子育て中の親（市民）
3	中川明佳子	幼稚園児の保護者（市民）
4	吉野良寿	宇都宮市小児科医会長
5	増淵弓子	日本助産師会宇都宮地区支部長
6	金子耀誉	幼稚園連合会会長
7	鈴木史子	星花幼稚園園長
8	赤羽美和 《長嶋純子》	とちぎ産業看護研究会（保健師）
9	堺順子 《伊藤幸子》	栃木県中央児童相談所（心理職）

《 》内は平成 14 年度委員

《青少年期（思春期）》 5名

	氏名	役職
1	松田和江	思春期の親（市民）
2	藤田由未子	思春期の親（市民）
3	大木洋一	宇都宮市産婦人科医会長
4	小森峡子	栃木県精神保健福祉センター（心理職）
5	伊澤洋乃	一条中学校養護教諭

3. 庁内ワーキング(関係課担当者)

男女共同参画課，青少年課，高齢障害福祉課，児童福祉課，医事薬事課，学校教育課，生涯学習課，スポーツ振興課，教育センター，保健予防課，健康課

4. 特別アドバイザー

石井 敏弘 氏

(聖隷クリストファー大学 看護学部教授，旧保健医療科学院公衆衛生政策部主任研究官)

5. 事務局 健康課，保健予防課

【庁内検討委員会設置要領】

母子保健計画策定庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 母子保健活動の指針となる、『母子保健計画』を策定するため、母子保健計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 母子保健計画原案の審議及び決定に関すること。
- (2) その他母子保健計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には保健福祉部長を、副委員長には保健福祉部次長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に次の各号に掲げる事務を所掌させるため、幹事会を置く。

- (1) 母子保健計画素案の調整に関すること。
- (2) 母子保健計画原案作成に関すること。
- (3) 委員会とワーキンググループの連絡調整に関すること。

- 2 幹事会は、座長と委員をもって組織する。
- 3 座長には、保健福祉部次長、委員には別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 幹事会は、必要に応じ座長が召集する。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務処理をするため、健康課及び保健予防課に事務局をおく。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

平成15年4月1日 一部改正

別表第1(第3条関係)

総合政策部次長、市民生活部次長、教育次長(2人)、
保健福祉部次長兼保健所長

別表第2(第5条関係)

政策審議室長、青少年課長、男女共同参画課長、保健福祉部総務担当主幹、
高齢障害福祉課長、児童福祉課長、医事薬事課長、保健予防課長、健康課長、
学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長